慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法一七〇〕 財団法人における決議不存在確認の訴と理事の地位確認の訴の適法性 (京都地裁昭和四八年一月二五日判決)
Sub Title	
Author	片山, 克行(Katayama, Katsuyuki) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.7 (1977. 7) ,p.91- 95
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770715-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　一七〇〕財団法人における決議不存在確認の訴と理事の地位確認の訴の適法性

（京都地裁民二部昭和四八年一月二五日判決昭和四七年(ワ)四一三号評議員会決議不存在確認請求事件判例時報七〇一号一〇六頁）

〔判示事項〕

一、被告財団法人が争っていない場合の同法人評議員会決議・理事会決議無効（不存在）確認の訴の適法性（否定）

二、被告財団法人が争っていない場合の原告が同法人の理事であることの確認の訴の適法性（否定）

〔参照条文〕

一につき、民訴法二二五条、商法二五二条、民法三四条

二につき、民訴法二二五条、民法三四条

〔事実〕

原告Xは、昭和三八年九月一六日以降現在まで被告Y財団法人の評議員であり、かつ昭和三八年一二月一五日以降現在まで被告法人の理事である。被告法人Yは、繊維教育の振興と繊維産業に関する総合科学的研究及びその実用化の研究とにより広く繊維界に寄与貢献することを目的として、設立された財団法人である。被告法人は、昭和四二年四月二三日の評議員会において、理事にE他六名、監事にF他一名を選任し、同日の理事会において、会長理事にE、評議員にG他三五名を選任する旨決議した。

そこで原告Xは、本件評議員会、理事会は被告法人の寄附行為二四条、二六条に反し、何ら招集権限のない者によって招集されたものであるから、適法・有効な評議員会・理事会とはいえず、かかる集会でなされた本件評議員会決議及び理事会決議は法律上存在しないし、仮にこの主張が認められないとしても、評議員会、理事会の招集は、全員に通知しなければならないが、その一部にしか招集通知がなされなかったうえ、定員数も不足していたので、本件評議員会及び理事会の各決議は、法律上存在しないと主張した。これに対し被告法人Yは、原告Xの主張を争ってはいないが、これを争う第

三者（本件決議による被選者ら）に効力の及ぶ判決を得る必要があるとして、原告Xは、本件評議員会及び理事会の決議不存在確認の訴、及びXが引き続き被告法人Yの理事であることの確認の訴を提起した。被告法人Yは、これら原告Xの請求原因に対する答弁で、その請求原因事実を全部認めている。

〔判旨〕

いずれも不適法却下。

まず決議不存在確認の訴に関しては、商法二五二条は、株主総会決議の無効を主張する株主、取締役等の訴訟目的を達成するため、株主・取締役等が原告となり、会社を被告として、(1)株主総会決議無効確認の訴を提起することおよび(2)原告の請求を認容する判決の効力の第三者に対する拡張を認めたものと解するのが相当であり、右の場合(1)および(2)を肯定することが原告の訴訟目的を達成するため必要であるとしたうえで、次のように判示した。

財団法人の評議員会決議、理事会決議の無効（不存在）を主張する評議員、理事等が原告となり、財団法人を被告として、評議員会決議、理事会決議の無効（不存在）確認の訴を提起したとき、財団法人が当該決議の無効（不存在）であることを争っていない場合、右の訴は不適法である。けだし、財団法人の評議員会決議、理事会決議について、商法第二五二条を準用するのが相当であるとしても、右の場合、当該評議員会決議、理事会決議の無効（不存在）であることを争っていない財団法人の訴訟追行によっては、原告の請求を棄却することに利益を有する第三者の利益が確保されないから、原告の請求を認容する判決の効力を第三者に拡張することができず、原告の請求を認容する判決の効力の第三者に対する拡張を否定したのでは、原告の訴訟目的を達成できず、右の訴は無益な訴として訴の利益が否定されることになるからである、と判示した。

次に原告の地位確認請求に関しては、Aが甲法人の理事者の地位にあるか否かについて紛争がある場合、甲法人の理事者の地位を画一的に確定して、紛争を根本的に解決するため、Aは、甲法人を被告として、「Aが甲法人の理事者の地位にあることの確認の訴」を提起することができ、右の訴に対する本案判決の効力は第三者に拡張されると解するのが相当である。けだし、甲法人の理事者の地位を画一的に確定して、紛争を根本的に解決するため、右の訴に対する本案判決の効力を第三者に拡張する必要があり、甲法人を被告とする場合、右の法律関係について正反対の、かつ、最も直接の利害関係を有する両者（甲法人とA）が対立当事者となることによって、最も充実した訴訟追行がなされ、第三者の利益が確保されるからであるとし、Aが原告となり、甲法人を被告として、「Aが甲法人の理事者の地位にあることの確認の訴」を提起したとき、甲法人が「Aが甲法人の理事者の地位にあること」を争っている場合、右の訴は不適法である。けだし、右の場合、甲法人の訴訟追行によっては、原告の請求を棄却することに利益を有する第三者の利益が確保されないから、原告の請求を認容する判決の効力を第三者に拡張することができず、原告の請求を認容する判決の効力の第三者に対する拡張を否定したのでは、原告の訴訟目的を達成できず、右の訴は無益

な訴として訴の利益を否定されることになるからである。と述べ、本件は右の場合に該当すると判示した。

〔評釈〕

一、株主総会が適法に構成されず、株主総会たる外形も存しない場合には、決議不存在確認の訴を提起し得る。この訴に関しては、商法上特別の規定がないので、通常の確認訴訟により、個別的、相対的に解決を図れば良いとも考え得る。しかし法人等の団体の決議に関する紛争は、そのような限定的な利害関係にたつにすぎないものではなく、より広範な利害関係を有している。従つて通常の確認訴訟では、法律関係に混乱が生ずるのは明らかであるから、その紛争の直接かつ抜本的解決のためには、法律関係の画一的な処理が必要である。この必要性の点においては、商法二五二条に規定されている決議無効確認の訴と、決議不存在確認の訴とでは彼此相違がない（田中(誠)会社法詳論上、四四九頁は、不存在確認の方が更に必要性が強いとする。）。加えてこれら両種の訴は、決議の効力否定という点で共通の目的を有している（坂井「株主総会の決議を目的とする訴の性質」松田記念論集上、二七九頁以下。霜島「決議を争う訴訟の訴訟物」民訴雑誌十一号一二六頁以下）。従つて決議不存在確認の訴に関しても、通常の確認訴訟とは異なり、商法二五二条の勿論解釈あるいは類推適用により、判決に対世的効力を認めるべきである（同旨、田中(誠)、前掲四四九頁）。これらの訴は、株主総会に特有のものではなく、一般法人の議決機関の決議に瑕疵がある場合にも当然提起される。既に最高裁は、商法二五二条の準用規定を有さない非営利法人の決議に関する争いに対し、同条の類推適用を認めている（最一判昭四七・二・九民集二六・九・一五一三）。そしてその類推は、対世効を含めてのものであると考えるべきである。何故なら商法二五二条の対世効は、実質的には、会社その他の組織体内部における法律関係の画一的確定を図る必要性に根拠づけられていると考えられるし、実際問題としても、対世効を否定すれば、決議無効の訴を類推する意味は大きく減殺される（石川・ジュリスト昭四八年度重要判例解説一〇四頁以下、同判例タイムス二九二号八九頁）からである。非営利法人の議決機関で為された決議不存在確認の訴も、法律関係の画一的確定を図る必要性及び決議の無効宣言という目的において、当該法人の決議無効確認の訴と共通性を有している。それは既述の株主総会における両種の訴の相互関係と変わらない。従つてこのような場合にも、決議不存在確認の訴に、対世効を含めた商法二五二条の類推適用を認めるのが妥当である。その意味で、本件判決は支持されてよい。

二、先に最高裁は、一般法人の理事者が当該法人を相手方として理事者たる地位の確認を訴求する場合、その認容判決は対世効を有すると判示した（最一判昭四四・七・一〇民集二三・八・一四二三）。本判決も、財団法人の理事の地位確認請求につき、右最判の立場を踏襲している。多数の関係人が利害を有する法人の理事者たる地位について、関係人間で相対的にその地位の存否が定められたのでは、法律関係が混乱する。そのため争いある法律関係を関係者全員の間で画一的に確定する必要があり、その必要性を是認することによつて、当該紛争の直接且つ適切な抜本的解決を図り得るのである。従つて

右最判並びに本判決が地位確認請求を通常の確認訴訟とは異なる扱いをし、これに対世効を認めたのは正当であつた。しかし判決の効力を関係人全員に拡張するのは、実定法の規定を欠くだけに問題が残る。右最判及び本判決ともに、いかなる方法でこの実定法の規定を欠く点を補うかについて明らかにしていない。この場合、法人の理事者たる地位の存否確認訴訟の判決一般を形成判決であるとして判決の効力を拡張するのは困難であろうから（柳川・最高裁判例解説民事編昭四四年度七五九頁）、その方法としては次の二つが考え得る。

一つは商法二五二条の類推による方法（西「取締役資格不存在確認の訴」会社と訴訟上三七五頁以下）であり、他は判決の反射的効果としての対世効を認める方法（柳川・前掲七六〇頁）である。前者は、商法二五二条の規定が会社その他の組織体内部における法律関係の画一的確定を図る必要性に基づいているとし、その点では理事の地位確認も同じであるとの判断から主張されている。確かに、法律関係の画一的確定を図る必要性の点で、それらは共通項を有してはいるが、同条は、株主総会の決議そのものに内在する特別な要請により規定されたものと考え得るし、株主総会決議の無効ないし不存在確認の訴と地位確認の訴との間には、訴の対象の面で明らかに差異が存在する。従つて同条の類推適用は、その同質性が認められる範囲、すなわち決議不存在の場合までに限定するのが妥当と思われる。むしろ画一的確定の効果を認める方法としては、同条の類推適用を待つまでもなく、判決の反射的効果としての対世効による説明の方が妥当である。つまり認容判決が為された場合、理事と法人との関係からして、この判決の効果に拘束されるのは当然であるし、判決基準時以後に利害関係を有する第三者に対しても、確定判決の効力が承認されねばならない（西・前掲三七五頁以下、鴻「取締役解任の訴」会社と訴訟上三九四頁）からである。けだし法人の内部関係者や前記第三者は、法人と理事者との間で有効に確定された当該理事者の地位の存否について、個人的に支配干渉しうべき実体上の権能を有するとは言えず、却つてその結果を承認すべき法的地位にあると考えられるからである（柳川・前掲七六〇頁）。

三、法人の決議不存在確認の訴及び理事の地位確認の訴の認容判決に、対世的効力が認められると解すると、当事者適格及び訴の利益に関しても、当然紛争の直接かつ抜本的な解決の必要性の点からその範囲はおのずから限定される。その点で本判決が、これらの訴について、共に当該法人のみを被告適格としたのは正当である。そこでこれらの訴に共通の問題として当事者間の馴合訴訟防止の問題が生じる。つまり関係者全員について法律関係の画一的確定を図るために、これらの訴は発言の機会を与えられないまま、他人間の訴訟の結果に拘束されることを許すものだからである。従つて他人間の判決の効力を受けるが、当事者適格を有さない者の保護が考えられねばならない。この保護の方法として、第三者に共同訴訟的補助参加を認める方法（滝川「株主総会決議の効力を争う訴訟における訴訟参加」会社と訴訟上三二一頁）、あるいは請求の認諾・和解・自白の拘束力を否定する方法（兼子・新修民事訴訟法体系三四七頁）が主張されている。

共同訴訟的補助参加が、総会決議の効力を争う訴及び理事の地位確認訴訟について許される点については殆ど疑いがない。共同訴訟的補助参加は、常に被告側に参加しなければならず、これが認められるには、補助参加の利益が要求される。総会決議の効力を争う訴の請求認容判決は、一般第三者に対してその効力を及ぼす。従つて補助参加の利益が認められるには、単に判決の効力を受けるだけでは足りず、判決の効力を受けることによつて自己の権利又は法律上の利益を侵害される第三者でなければならない。この点からすると、理事は法人の機関にすぎないので、その限りでは、判決の効力を受けることによりその権利・利益が侵害されるとは言えず、従つて補助参加の利益は認められない。しかし選任決議の効力を争う場合には、被選者である理事については別段の考慮が必要である。けだし当該理事には、選任決議に瑕疵がないにもかかわらず、馴合訴訟によつてその地位を奪われることから保護される利益があるからである。従つて被選者としての理事には、被選者の資格においてのみ補助参加の利益が認められてよい。

このように考えても、民訴法七六条以下の訴訟告知の利用が当事者の自由に委される点からすると、この制度のみでは馴合訴訟防止の充分な効果は期待できない。そこでこの制度に加えて、参加訴訟が行われていない場合でも、当事者は自己の利益だけでなく可能な利害関係人の利益も代表していると考え、民訴法六二条一項を類推し、当事者の自由に任せられる放棄・認諾・自由のような不利な行為はできないとすればよい。こうすれば、馴合訴訟は殆ど防止できよう。本判決は、これらの方法に拠らず、訴の利益の問題とした。判旨は本件の場合には、第三者を害するおそれがあるという理由から、対世効を認めず、それでは紛争の解決にはならないとして訴を却下している。しかし決議不存在確認の訴、及び理事の地位確認の訴の請求認容判決に対世効が認められるのは、既述一・二の点に求められるのであつて、民事訴訟法の理論からしても、第三者に利害を及ぼすか否かで、自由に対世効の認否が許されるとするのは不当である。これらの訴の請求認容判決に対世効を認めたうえで、利害関係を有する第三者の保護を、前述の方法によつて別途救済することこそが本則であり正しい。そもそも訴の利益は、当事者間の紛争の存在を大前提として考えられるべきである。しかし本件の場合、被告が原告の主張に対し、訴提起以前において既に争つていないのであるから、紛争自体が存在しないのである。従つて、本件判旨が述べているような点を問題とするまでもなく、不適法却下すべき場合であつた。この点で本判決は不当であり、本判決を以つて馴合訴訟からの第三者保護の一方法として評価することもできない。

片山　克行